

春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号又は表（以下「改正後の号等」という。）に対応する改正前の欄の号又は表が存在しない場合にあつては、当該改正後の号等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>春日部市立医療センター使用料及び手数料 条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 春日部市立医療センター（以下「市立医療センター」という。）の使用料及び手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>（使用料）</p> <p>第2条 市立医療センターにおける使用料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（8）市立医療センター駐車場の使用料 次の表に定める額（病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合を除く。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用者</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">受診者（診療等を受けるために来院する者をいい、当該者を乗車させて来院する者を含む。）</td> <td style="text-align: center;">5時間以内</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">受診者以外の市立医療センター利用者</td> <td style="text-align: center;">1時間以内</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（手数料）</p> <p>第3条 市立医療センターにおける手数料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第4条 生活保護法に基づく生活扶助を受けてい</p>	使用者	使用料	受診者（診療等を受けるために来院する者をいい、当該者を乗車させて来院する者を含む。）	5時間以内	100円	5時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	100円	受診者以外の市立医療センター利用者	1時間以内	100円	1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	100円	<p>春日部市立病院使用料及び手数料条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 春日部市立病院（以下「病院」という。）の使用料及び手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>（使用料）</p> <p>第2条 病院における使用料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第3条 病院における手数料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第4条 生活保護法に基づく生活扶助を受けてい</p>
使用者	使用料												
受診者（診療等を受けるために来院する者をいい、当該者を乗車させて来院する者を含む。）	5時間以内	100円											
	5時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	100円											
受診者以外の市立医療センター利用者	1時間以内	100円											
	1時間を超えた場合は、その超えた時間1時間までごとに	100円											

る者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者又は管理者が必要であると認められた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

る者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者又は病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認められた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第1（第2条関係）

種別		使用料（1日につき）	
		市民	市民外
特別室	1床室	12,420円	16,090円
		11,500円	14,900円
個室A		8,640円	11,230円
		8,000円	10,400円
個室B		8,640円	11,230円
		8,000円	10,400円
個室C		4,320円	5,610円
		4,000円	5,200円
準個室	4床室 （1人につき）	2,160円	2,800円
		2,000円	2,600円

備考 各病室の使用料の規定中、下欄に掲げる使用料は、妊娠中の入院及び出産後の入院に係る病室の使用料とする。

別表第1（第2条関係）

区分	種別		使用料（1日につき）	
			市民	市民外
東棟	特別B室	1床室	5,610円	7,340円
			5,200円	6,800円
	特別C室		3,780円	4,960円
			3,500円	4,600円
特別D室	2床室 （1人につき）	2,160円	2,800円	
		2,000円	2,600円	
西棟	特別A室	1床室	8,640円	11,230円
			8,000円	10,400円
	特別B室		4,210円	5,500円
			3,900円	5,100円
	特別C室		2,800円	3,670円
			2,600円	3,400円
特別D室	2床室 （1人につき）	1,400円	1,830円	
		1,300円	1,700円	

備考

- 1 各病室の使用料の規定中、下欄に掲げる使用料は、妊娠中の入院及び出産後の入院に係る病室の使用料とする。
- 2 特別D室を1人で使用するときの使用料は、市民及び市民外ともにそれぞれ当該使用料の2倍とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、新築移転後の春日部市立医療センターの病室の使用料について適用し、新築移転前の春日部市立病院の病室の使用料については、なお従前の例による。